

# 島根県精神保健福祉士会 規 約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、島根県精神保健福祉士会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、総会の議決を経て、事務局を必要な地に置く。

(目 的)

第3条 本会は、精神保健福祉士の資質の向上を図るとともに、精神保健福祉に関する普及啓発等の事業を行い、精神障がい者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進めることにより、国民の精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 精神障がい者等の精神保健福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関すること。
- (2) 精神保健福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関すること。
- (3) 精神保健福祉士の倫理及び資質の向上に関すること。
- (4) 精神保健福祉士の資格制度の充実発展並びに普及に関すること。
- (5) 精神保健福祉及び精神保健福祉士に関する調査研究に関すること。
- (6) 公益社団法人日本精神保健福祉士協会島根県支部としての活動に関すること。
- (7) 国内国外の社会福祉専門職団体やその他の関係団体との連携に関すること。
- (8) その他目的達成のために必要なこと。

## 第2章 構成員

(種 別)

第5条 本会は、会員及び賛助会員（以下「構成員」という。）で構成するものとする。

- (1) 会 員 公益社団法人 日本精神保健福祉士協会入会者。
- (2) 賛助会員 公益社団法人日本精神保健福祉士協会入会者ではないが、現に精神保健医療福祉及び関連領域に従事する者であって、本会の趣旨に賛同する者。

2 賛助会員は、入会金及び会費を納入し、本会の開催する研修会等の一部に参加することができるほかには、会員としての権利義務を有しない。

(入 会)

第6条 会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決によって定める様式にしたがった入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 構成員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(構成員の資格喪失)

第8条 構成員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見又は被保佐の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 精神保健福祉士法（以下、「法」という）第32条第1項又は同第2項の規定により登録を取り消されたとき。
- (5) 法第33条の規定により登録を削除されたとき。
- (6) 正当な理由がなく会費を2年以上滞納したとき。
- (7) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 構成員は、理事会の議決によって定める様式にしたがった退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 構成員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その構成員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規約又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 若干名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

- 2 理事は互選により、会長、副会長を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職 務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、規約及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、理事会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは第4章又は第5章の定めにかかわらず、総会又は理事会を招集すること。

(任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員は次の各号の一に該当するときは、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

## 第4章 総会

(種別)

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
  - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 22 条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(定足数)

第 23 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 24 条 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可  
同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 25 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書  
面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第 26 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、そ  
の旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の過程の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第 5 章 理事会

(構 成)

第 27 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 28 条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第 29 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求が  
あったとき。

(3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、その理事会において、出席理事の中から選出する。

(定足数等)

第32条 理事会については、第23条から第26条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 運営委員

(構成)

第33条 本会に、事業の円滑な運営を図るために、運営委員をおくことができる。

(活動)

第34条 運営委員の活動は、本会の事業計画に基づいて行う。

## 第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第36条 本会の財産は、会長が管理する。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書として作成し、監事の監査を受け、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第42条 この規約は、総会において会員総数の2分の1が出席し、4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第43条 本会は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て解散することができる。

(残余財産の処分)

第44条 本会は解散のときに有する残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第9章 事務局

(設置等)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第46条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 規約

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 規約に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) その他必要な帳簿及び書類

## 第10章 補則

(委任)

第47条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則 この規約は、平成17年4月16日から施行する。

細 則 役員の任期は、暫定1年とする。

附 則 この規約は、平成 20 年 4 月 26 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 22 年 4 月 17 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 23 年 4 月 16 日から施行する。

附 則 この規約は、令和元年 5 月 18 日から施行する。